

改正工種概要

番号	工 種 名	とりまとめ概要
1 ※	法 面 工 (吹付法面とりこわし工)	○使用機械の見直し とりこわし及び積込用機械の規格変更 ・バックホウ山積 0.45m³ → 山積 0.5m³ ○施工歩掛の見直し 積込用機械の大型化による効率化 ・ダンプトラック運搬日数の見直し
2	深 礎 工	○編成人員の見直し ＜A工法＞ 杭径2.5m越え～4.0m以下の編成人員の見直し ・6人 → 5人 ○使用機械の見直し ＜A・B工法＞ 排土及び土留材吊込み用機械の機種・規格変更 ・トラッククレーン 4.9t 吊 → ラフテレーンクレーン 25t 吊
3	鋼管矢板基礎工	○使用機械の見直し 杭打ち機ベースマシンの規格変更 ・クローラクレーン40～45t吊 → 50～55t吊 ○コネクタ取付歩掛の見直し 取付方法の変更 ・プレートブラケット方式 → 鉄筋スタッド方式
4 ★	鋼管・既製コンクリート杭打工 (鋼管ソイルセメント工)	○合成杭1本当たり歩掛 杭径800～1,200mm、掘削長50mまでの鋼管ソイルセメント合成杭に適用
5 ※	鋼矢板（H形鋼）工 (パイプロハンマ工)	○適用範囲の拡大 ・N値 80 まで → N値 180 まで ○使用機械の見直し 引抜用機械の機種・規格変更 ・クローラクレーン 50t 吊 → ラフテレーンクレーン 25t 吊 ○継施工歩掛の制定
6 ※	地すべり防止工（集水井工）	○日当たり歩掛化 ○使用機械の賃料化 ＜A工法＞ 掘削用機械のテレスコピック式グラブセル0.4m³を ・損料計上 → 賃料計上 ＜B工法＞ 排土用機械のクローラクレーン4.9t吊を ・損料計上 → 賃料計上 ○プレキャスト土留工法歩掛の制定 プレキャスト製土留工法の自沈方式について歩掛を制定

改正工種概要

番号	工 種 名	とりまとめ概要
7	路面切削工	< 切削工 > ○日当たり施工量の見直し 路面切削機の機能向上により、全面切削の日当たり施工量の見直し ・平均切削厚 6cm 以下 1,600m² → 1,800 m² ・平均切削厚 6cm を超え 12cm 以下 1,150m² → 1,340m²
8 ※	鋼橋架設工	< 支承工 > ○支承材料の変更 ・鋼製支承 → ゴム支承 ○支承設置歩掛の変更 ゴム支承に変更したことによる設置歩掛の見直し < 足場工 > ○足場材料の賃料化 足場工と同様、足場材料を ・損料計上 → 賃料計上
9 ※	足 場 工	○使用機械の見直し 吊り上げ機械の規格変更 ・ラフテレンクレーン 20t 吊 → 25t 吊 ○施工歩掛の見直し 吊り上げ機械の大型化による効率化
10 ※	歩道橋（側道橋）架設工	< 歩道橋 > ○アンカーフレーム据付歩掛の制定 ○手すり設置歩掛の制定 < 側道橋 > ○支承材料の変更 ・鋼製支承 → ゴム支承 ○支承工の制定 ゴム支承に変更したことによる設置歩掛の見直し

凡例 ※：二省共同調査（農林水産省、国土交通省） ★：新規工種